

議案第26号

訴えの提起（所有権に基づく土地の明け渡し）について

次のとおり土地の明け渡しに係る訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めます。

1 事件名 土地明け渡し等請求事件

2 裁判所 那覇地方裁判所沖縄支部

3 当事者

(1) 原告

読谷村

代表者 読谷村長 石嶺 傳實

(2) 被告

うるま市



4 事件の概要

被告が不法に占有している読谷村有地(楚辺2478番地2の一部及び楚辺2479番地4の一部)について、被告に対し明け渡しを求めたが、これに応じないため、所有権に基づく土地の明け渡しを提起するものである。

5 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、読谷村有地(楚辺2478番地2の一部及び楚辺2479番地4の一部)を明け渡せ。
- (2) 被告は、原告に対し、訴状送達の日翌日から上記(1)の土地の明け渡し済みまで賃料相当の損害金を支払え。
- (3) 訴訟費用を被告の負担とする。

令和7年3月3日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實